

第 540 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 日 時   | 令和 3 年 9 月 29 日 (水) 午前 10 時 25 分   |   |
| 場 所   | 土浦市真鍋 5-17-26<br>土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室  |   |
| 議 題   | <p>議題等</p> <p>(1) さし網漁業のうち雑魚さし網漁業に係る制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】</p> <p>(2) 全漁調連東日本ブロック会議に係る令和 4 年度総会に向けた要望事項について【協議】</p> <p>(3) 霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について【協議】</p> <p>(4) 北浦不漁原因究明についての経過報告【報告】</p> <p>(5) その他</p> |   |
| 出席委員  | 1 番 鈴 木 幸 雄<br>3 番 大 崎 匠<br>6 番 薄 井 征 記<br>8 番 理 崎 茂 男<br>11 番 越 川 留 吉<br>13 番 小 原 一 八   | 2 番 海 老 澤 武 美<br>5 番 相 崎 守 弘<br>7 番 鈴 木 友 子<br>10 番 太 田 牧 人<br>12 番 中 泉 義 美<br>14 番 加 納 光 樹 |
| 欠席委員  | なし   |   |
| 県側出席者 | 農林水産部漁政課技師<br>霞ヶ浦北浦水産事務所所長<br>〃 漁業調整課長<br>〃 漁業調整課技師<br>〃 振興課長<br>〃 指導課長<br>水産試験場内水面支場長<br>〃 内水面資源部長<br>〃 内水面資源部技師  | 高野 萌慧<br>谷村 明俊<br>所 高利<br>鈴木 美奈<br>黒山 忠明<br>岡部 勤<br>海老沢 良忠<br>根本 隆夫<br>高濱 優太                |
| 事務局   | 事務局長<br>係 長  | 山崎 幸夫<br>中山 敦司  |
| 傍聴人   | なし   |   |

議事録署名人 7番 鈴木友子 8番 理崎茂男

議長 1番 鈴木幸雄

会議内容  
開会 午前10時25分

山崎事務局長 [開会宣言]

山崎事務局長 今回の委員会は国の緊急事態宣言が出されている中、新型コロナウイルス感染予防対策のため、一部の委員の方にインターネットを通して参加するかたちとさせていただきました。この方法による委員会参加につきましては、調整委員会会議規程の改正が必要になりますので、今回の委員会の議題の中で盛り込んでおりますので、後ほど協議いただきたいと思います。初めてのウェブ会議併用での開催となりますので、不慣れな点がございますことを、御了承ください。

今回は相崎委員、鈴木友子委員、加納委員の3名と、県から漁政課と水産事務所数名が、スクリーンの方に顔が写っている方と、名前の方がいらっしゃるんですけども、ウェブから参加をいただいております。

初めてのウェブ会議ということで、注意点を少し説明させていただきます。

今回資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、会議の中では極力短めに説明をさせていただきたいと思います。

また、会議の中で発言をされる際には必ずマイクを使って発言をいただいで、ウェブ参加の方にも声が届くようにしたいと思います。

山崎事務局長 [資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼]

鈴木幸雄会長 皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の委員会は新型コロナウイルス感染予防のため、ウェブによる参加が可能な方には、インターネットを通して参加いただきました。本来なら事前に委員会会議規程を改正する必要がありますが、緊急事態宣言に対応するため、今回の委員会で規程を改正し、参加もできるようにすることで、本会議での規程改正をお諮りしたいと思います。委員の皆様にはこの点を御了承いただきたいと思います。

本日の議題は、「雑魚さし網漁業の許可更新に関する」諮問、「全漁調連への要望事項」「北浦不漁原因究明の途中経過報告」ほかでございます。皆様には、活発な御討議をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。

本日は、御苦勞様です。

山崎事務局長

〔県に挨拶を依頼〕

谷村所長

本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルスの影響ある中、御出席いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言もようやく、あさってから解除され、大幅に自粛要請が、解除されることになりました。

本日の委員会では、一部ウェブ参加が導入されております。これはコロナ対策の一環ではありますが、今後も移動時間がない、移動が困難な場合などにも活用できるものであり、社会的にも活用が進んでいるところです。一方で、やはり対面による協議が基本であり、有効であるとも考えております。

さて、緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動が再開され、消費行動が動き出します。例えば、学校給食へのコイ提供事業も再開されるなど、水産物の販売回復も期待されますので、県といたしましても、さらに販売促進活動に支援をしてまいります。

また、おめでたいお話といたしまして、先日、「帆引き船・帆引き網漁業の保存活動」が、サントリー地域文化賞を受賞されました。帆引き船の技術は、国の無形民俗文化財にも選択されており、霞ヶ浦北浦の漁業を象徴する、貴重な文化財であり、保存活動をなされている方々には、心から敬服と、お祝いを申し上げさせていただきます。

本日の議題では、県からは、雑魚さし網漁業に関する諮問をさせていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。

また、水産試験場からは、不漁原因究明について経過報告をさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

山崎事務局長

ありがとうございました。

ウェブ参加の委員の皆様、今までのところで特に問題はないでしょうか。もし、問題がなければ手を挙げていただけますか。聞こえてますでしょうか。

続きまして次第3、議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。

次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

山崎事務局長

出席委員数を報告させていただきます。

本委員会の委員定数は12名でございます。会議室での参加が9名、ウェブでの参加が3名となっております。出席者はウェブの方を含めて、過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定により本日の委員会が成立していることを御報告いたします。

鈴木幸雄議長

ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。  
続きまして、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。  
7番鈴木友子委員と8番理崎委員にお願いします。

鈴木幸雄議長

それでは、次第6の議題に入ります。  
まず、議案(1)の「さし網漁業のうち雑魚さし網漁業に係る制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について」、説明をお願いします。

中山係長

(資料1-1 諮問文を朗読)

鈴木技師

(資料1-1、1-2により説明)

鈴木幸雄議長

ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。  
御意見はございませんか。

10番太田牧人

はい(挙手)。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

10番太田牧人

太田です。この前の委員会の時、鈴木会長の方からちょっとあった許可の有効期間と許可の基準の関係なのですが、今回一斉更新後について許可の有効期間が5年間と、資料1-2の2ページに書かれているのですが、現在許可の有効期間は何年ですか。

鈴木技師

現在の許可は12月31日までの3年間になります。

10番太田牧人

そうしますと、今、生きている許可は、許可の有効期間が3年なんだけど、今回一斉更新されるものは5年になると。

鈴木技師

はい。そのように変わります。

10番太田牧人

わかりました。それで、この前、鈴木会長から話があった許可の基準の中で優先順位2番の中に、申請日以前3年以内に操業実績を有する者は優先順位2番になっているのですが、これは、多分ね、ほとんどが前回の一斉更新まで許可を持っていたけど、今、持っていない人を救うという意

味なのではないかなと思ったのですが、どうですか。

10番太田牧人

ちょっと説明が足りなかったのですが、今、許可を持っている人は優先順位1位、2番目としてかつて許可を持っていて操業実績が有る人を救おうということで、この優先順位2番を書いたのだと思うのですが、その時のかつての考え方が、前回の一斉更新より前まで持っていた人は救おうというかたちで、一回抜けただけの人は救おうということでやったのかと思うのですが、どうでしょうか。

所課長

漁業調整課の所から説明したいと思います。

太田委員からお話がありました実績の有る方を救うという話になりますが、一応、前回の3年以内ということになりますので、前回の一斉更新時点で許可を継続されなかった方も含まれますし、更新したけれども、何らかの事由で現在の3年間の期間の途中で廃業された方、その方についても実績が有る方に関しては、2番目ということで、現に途中まで許可を持っていて操業されていたということもありますので、どちらの方も2番目で救えるというかたちで、こちらの方が設定されています。

10番太田牧人

わかりました。要するに、かつてということだけでも、直近まで持っていて今持っていない人を救おうという考え方で、優先順位2位と考えているのですが、今回許可の有効期間が3年から5年に変わると、先の話ですが、5年後の一斉更新の時には、かつて許可を持っていたという定義付けで、そうなると、ここは3年から5年に取扱方針も変わるのかなと思うのですが、そのあたりはどうですか。

所課長

はい、委員のおっしゃるとおり、有効期間は現時点では3年間になっておりますので、基準の方も3年という基準にしていますが、当然、次の許可、他の漁業も含めて5年間に延びていきますので、次の許可の一斉更新の時には、ここが3年から5年に変わるようなかたちで、変更というか、対応していきたいと、考えております。

10番太田牧人

わかりました。ありがとうございます。

鈴木幸雄議長

ほかにございませんか。

鈴木幸雄議長

それでは一つ私の方から。

許可更新の意向調査の結果、これだけの88、105という人数出ていますよね。それで、この2ページの表にあります公示、申請して、ここで例えば、許可の基準の6番目、いずれにも該当しない者が出るという人は、おそらく新規の人だと思うのですが、その人が、例えば優先順位5番の中

に入っていないくて、取りたいというのがあった場合、枠が決まっているわけですね。88、105 という。それをオーバーした場合には優先順位でいくと、許可が取れないということになりますよね。それに関して、もし、最初からそういうふうになっていて、そういう人には許可を与えないのではないかというような、クレーム的なものが出る可能性もあるのではないかと思うのですが、そのへんはどうでしょうか。

所課長

はい、まず、公示枠を設定するにあたりましては、現在の霞ヶ浦、北浦で操業されている漁業者、漁業協同組合員さんの方で、実際に漁業を行われて水産資源の管理をされている関係者の方から、操業を行いたい方の漁業者の数を確認させていただいているところでございます。そのうえで公示枠を設定しているわけですが、その中でこういった基準を明確に定めて、当然許可が有る方、操業実績が有る方、が優先されるということも、公開されておりますので、これを見ていただいた中で、これに該当されない方は、公示枠を超えた場合には、当然、この中の優先順位の中で、残念ながら下位になるということも、公表されている中で実施しておりますので、そこで、支障になることはないのかなと考えております。

鈴木幸雄議長

公示枠を決める時はあらかじめ意向調査をやっているわけですね。その枠内の方はほとんどの人が許可を取ることになっているわけですね。それ以外のまるきり関係のない人で個人的に申請をした場合は、その枠の中に入っていないければ、取れないということが最初から決まっているわけではないですか。それに対して、公示枠を、何で、取れない人の分は取ってないんだと、もし何かあった場合は、どうなんですか。

所課長

現状としては、漁協に加入されていない方から許可申請をしたいという意向は、県の方に来ていない状態、また把握はできていない状態でありますので、現時点では漁協に加入されていない方の枠を別途定める必要はなく、現に漁業を営まれている漁業者が所属する漁協さんの方の意向調査を元に、公示枠を設定していけばいいかと考えております。その公示枠を設定した中で、非組合員の方が申請してくれば、枠の中でオーバーしてしまう可能性もありますし、収まる場合もあると思うのですが、その中で優先順位に基づき順位付けをして、許可をするかどうかということになるかと思っております。

鈴木幸雄議長

優先順位の中からいったら、許可枠いっぱい申請があった場合に、最後の6番のいずれにも該当しないという中に個人で申請する人は入るわけですね。その人は最初から優先順位の中からは、申請しても入れないということになりますよね。それに対して何かのクレーム的なものが出

た場合にはその点については問題がないのかなということなのだけれども。どうなんですか。

所課長

現状としての手続としては、知り得る限りにおいて、漁業の許可を引き続き、また新規でやりたい方の人数は、把握しておりますので、その中で枠の方を設定させていただいておりますので、その設定した枠の中で、漁業法、調整規則に基づく手続をしていく中で、残念ながら枠を超えてしまった方については、不許可という扱いで対応していく必要があるのかなと思っております。

鈴木幸雄議長

わかりました。そういうクレームが付いた場合にどうなるのか、というのが一つあったので。  
他にありませんか。

10番太田牧人

会長ちょっといいですか。

鈴木幸雄議長

はいどうぞ。

10番太田牧人

今、鈴木会長おっしゃっていることはよくわかるのですが、所長に聞きたいのですが、新しい漁業法の中では、既得権益をいたずらに保護しないで、新規参入を促すという思想がありますよね。そういう中で会長が言ったように、初めから漁業者だけで枠調整をしたり、あと、許可の基準でも第1番目に、許可を持っていれば無条件で1番だよ、操業実績有る無しに関わらず1番だよと、こういうのを明記してあるのが、非漁業者の方からクレームが来る要因になると思うのですが、そのへんは今後、今回ね、今までの流れがあるので、あれですが、今後はちょっと考えていかなければいけないと思うんですよ。それはどうですか。

谷村所長

御指摘の点、ごもつともだと考えています。まずは、許可をして漁業の秩序と資源管理がちゃんとその方たちの中でなされることを期待しております。現在のところは、漁業組合関係の方以外が申請されるということを想定されておりませんので、想定されていない段階では、それ以上の枠を設けないと考えてます。仮にそういった事例が出てきた場合は、改めてまた委員会の方にお諮りして、入れて差し支えないものか、秩序あるいは資源管理が保たれるか、守っていけるかということも含めて、検討していただいたうえで、門戸を開いていくということはあると考えております。

10番太田牧人

わかりました。ありがとうございました。

鈴木幸雄議長      それでは、ほかにございませんか。

(委員)              (特になし)

鈴木幸雄議長      特にないようですので、県への答申についてお諮りいたします。諮問の内容に異議がございませんでしょうか。

(委員)              (「異議なし」の声)

鈴木幸雄議長      はい、異議なしということですので、ウェブ参加の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(委員)              (特になし)

鈴木幸雄議長      それでは、異議なしとのことですので、原案のとおり差し支えありません、と県に答申することといたします。

鈴木幸雄議長      続きまして、議題(2)「全漁調連東日本ブロック会議に係る令和4年度総会に向けた要望事項について」の説明をお願いします。

中山係長              (資料2により説明)

鈴木幸雄議長      ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。  
これは今までほとんどが海関係の要望だったので、私たちの霞ヶ浦北浦海区の方からは、内水面からというのはあまり要望というのが出たことがないのですが、先日ちょっとお話しして、要望項目の一番下のところにあります、「海洋性レジャーとの調整等について」のところで、プレジャーボートとか、ジェットスキーだとか、事故もあるので、そのところは一緒に海の方と要望もできるのではないかと、事務局の方とは話したのですが、ブラックバスのボートの話も時折聞きますので、そのへんのところはどうかと思うのですが、皆さんの意見の中でそういう要望は出した方がいいというのであれば、そういうかたちで出すこともできると思いますが、いかがでしょうか。

(委員)              (特になし)

鈴木幸雄議長      それでは、特にないようですので、今回は要望事項は「なし」ということで、次回にまたそういうところも考えて、何かあれば、要望として出していけるかなと考えております。



鈴木幸雄議長 それでは、次に議題（３）「霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について」説明をお願いします。

中山係長 （資料３により説明。内容に変更の生じない文言の修正については、事務局に一任いただきたい旨、説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。意見等ありませんか。

６番薄井征記 はい（挙手）。議長。

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

６番薄井征記 薄井です。この規程の改正ですが、これは私の考えですが、会議の当初にやるべきではないでしょうか。説明があつて、承認はしますけれども、これでいいですよ、ってもらってないと思うんですよ。私はそういう考えなんですけど、どうでしょうか。

中山係長 委員会事務局の中山です。  
実はですね、薄井委員さんのおっしゃるとおり、最初にこちらを議題としてあげるべきだという意見も内部で実はございました。ただ、今回はですね、そもそも開催自体がイレギュラーなかたちで、承認を得る前にもうウェブで開催するという前提で進めさせていただいておまして、本来であれば、その前にこの改正があつてしかるべきなのですが、間に合わなかったものですから、イレギュラーみたいなかたちで進んでおまして、そういうわけで、議題の方も３番目の方に移動させていただきまして、今回の委員会の中で一番、重要な案件といたしましては、やはり諮問答申が一番重要な案件でございますので、そちらの方を１番目の議題とさせていただきまして、順番の方が前後してしまったというかたちでございます。

６番薄井征記 はい。了解です。

鈴木幸雄議長 ほかに御意見ございますか。

（委員） （特になし）

鈴木幸雄議長 特に意見もないようですので、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(委員) (「異議なし」の声)

鈴木幸雄議長 なお、この件につきましては、後日、県報に登載することとなります。ウェブ参加の委員さんもよろしいでしょうか。

(委員) (特になし)

鈴木幸雄議長 それでは、原案のとおり可決し、公告することに決定いたします。

鈴木幸雄議長 次に進みます。議題(4)の「北浦不漁原因究明についての経過報告」です。説明をお願いします。

根本部長 (資料4により報告)

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

2番海老澤武美 はい(挙手)。

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

2番海老澤武美 今、内水面支場の方から、私も何回も御説明いただき、本当に一生懸命調べていただきました。ありがとうございます。

私たちは漁師ですから、何が原因だか、原因を究明するということももちろん大事なんですけど、今、三年間も漁ができないような状況にあるわけですから、これは本当に時間が掛かれば掛かるほど、職業が失われているわけですので、追い詰められているわけですので。そして、これは常陸川水門、水位の変動によって霞ヶ浦は別としても、北浦においては、もともと浅瀬が少ない湖で、水深が深いんですよ。河川みたいなもので、水門がない頃は汽水湖として、私が漁師になったばかりの頃は、今頃はテナガエビがあふれるほどかえって、もともと餌ですから、エビは。ものすごく何百キロって獲れていました。大徳網漁業ではワカサギはトン単位で獲れていたわけですよ。シラウオだって、何だって獲れていたわけですよ。年間を通して、漁業は張り網漁業、定置網漁業権を持って、漁業が成り立っていたわけですので。昭和50年に常陸川水門の水位調査によって漁業者、北浦漁連と、水資源開発公団が契約を交わした時の一部分を、契約書を何回も何回も読んで、何が原因なのか、きたうら広域の支部長さんともいろいろ話をしながら検討してきました。

実は今日、委員会で、水産サイドの見解から、今度は漁師サイドの原因に対して、皆さんにお聞き、また御意見などを伺いたいと思うわけ

でございます。

常陸川水門の水位変動はY. P. 0から1.3メートル。これによる生産性の低下、北浦においては、Y. P. 1.2で壊滅状態になるということがわかりました。ですから必要以上に冬場、水を使っている人はないにもかかわらず、水位を上げて、それは管理が楽だからですよ。塩分が遡上しないようにということで。この契約書の中に、第3条で「常陸川水門の完全操作及び水位変動に起因し漁業上こうむる損失とする。」と、金額を補償金もらいました。その補償金は損失です。その損失度はどのぐらいかということ、ワカサギとかエビ、ゴロは24.7パーセントで社団法人日本水産資源保護協会という第三セクターのところで検討されて補償金が決まったそうです。ウナギとかは水門が閉まりますから、ウナギとかシジミは100パーセントということが出ていたそうです。そこで、第8条に、一番最後に、「この契約の内容に疑義を生じた場合、又は、この契約に定めのない事項については」、要するに組合と、当時は漁連ですね、北浦漁連と水資源開発公団が協議して、立会人の茨城県知事さん、岩上二郎さんに話をして、それを定めるものとする。ですから、新たに発生したものについては、契約の内容を定めているということで、契約書がなされております。

さて、この、今、水位がものすごく1メートル、北浦はなおさら波浪対策がなされておられません。茨城県の水産振興課は一生懸命、前浜を作ってくれておりますが、なかなか間に合いませんよね。北浦全土に作るというのは。そこで、水資源や国交省にも、随分、何回も何回も文書で要望書を出しておりますが、予算の関係で、彼らが目的の管理は、前浜を作るわけではありませんから、そのへんのところを、これまでに、漁業権、張り網漁がこれだけ衰退する原因は、エビとかハゼとかが獲れなくなってきたからですよ。ナマズとかブラックバスのせいではございません。いくらナマズが食べても、食べきれないほどの、あふれて殖えていくのがこの湖なんですね。霞ヶ浦北浦というのはそういう湖なんですね。何か、外来種が食べたくらいで食べきれないような湖ではありません。私は若い頃から漁業を営んでおりますから、よくわかっております。その中でこのような漁業が24.7パーセントの損失で補償金が出ましたが、今現在95パーセント以上の損失なわけです。

それに対して、お伺いするのですが、水産事務所としては、これは国に対しては、この傾向は、今、内水面支場さんがいろいろと調べていただいて、発表したのは、それはそれでいいとしても、全体的に張り網漁業が停滞してしまった、5ヶ月間のトロール漁業で生活するといったら、特定の人だけなので。漁業が成り立っていかないわけです。将来、霞ヶ浦北浦の漁業が継続して、担い手を作って、後の人たちにも、新しい漁業をやっていない方が新しく参入しても、霞ヶ浦の漁業というものを、この委員会としては減ぼすことになるようでは駄目だと思っておりますよ。

ね。誰が担い手になっても、継続ができるように、この湖は、茨城県は守っていく役割があるのではないかなと、そのように考えるわけでございます。

そういう観点から、私は水資源開発公団に1ヶ月の猶予を与えました。この95パーセント以上の当時の漁獲と、現在の漁獲を比較して、95パーセント以上の損害を被っているから、これに対して、何らかの回答を、この湖を管理しているのは、水位変動を管理しているのは、水資源、国土交通省が管理していますけれども、そういう観点から回答をくださいと、何回も催促していますが、先月の8月19日にその文書を渡してあります。9月19日は過ぎています。それでも、もう少し待ってください。理事長まで出していただいていますので、あとは国土交通省、赤羽さんまで行っているかはわかりませんが、そのような状況におかれまして、今度は茨城県知事にも、組合としても、当然、知事は立会人でございますから、お願い、その立会人の責任を取ってもらうしかありませんが、とりあえず水産事務所の所長さんとしては、そういう経緯、魚が獲れなくなった経緯はそこに、今お話があったような原因はあろうかと思うのですが、湖に、水中植物はなくなり、水生植物帯は浮かされて、水位がどんどん1メートル20も増やされたわけですから、駄目にされたわけですから、この平地ダムでの、やはり、淡水魚の生息はなかなか困難ではあると思うんですよ。全くいなくなったわけではないのですが、漁業が成り立たなくなっているような現状でございますので、何とか、この機会に解決、要するに、水位の変動を抑えれば、元に戻ることができると思うんですよ。私は、一時、周辺の農業とか、いろんな畜産とか、いろんなことありますが、ちょっと疑った時期もありましたけれども、行方市でも茨城県でも調査をしていただいた結果、異状がないと認められましたので、ここしか原因はないのかなと、そのように思うことに至ったわけでございますので、そのところで、所長さんにも御意見と。また、もし、ウェブで参加されている加納先生とか、相崎先生とか、もし御意見でもありましたらば、ひとこと、お聞かせいただきたいなと思うわけでありまして。よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

3人のウェブ参加の委員さんから御意見、何かございますか。

5番相崎守弘

よろしいでしょうか。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

5番相崎守弘

相崎ですけれども、今回の報告を見させていただいて、宍道湖の方で、ワカサギが獲れなくなった時の、検討が行われた結果を思い出したのですが、やはり、宍道湖の方で宍道湖七珍の一つとされているワカサギ

が獲れなくなりましたが、その原因としては、高水温だという結論付けをしておりました。ですので、高水温の影響があるのは、そうなんだろうなと思うのですが、北浦と西浦を比較しますと、北浦は極端に悪くなっている、漁獲量が少なくなっている、その原因はどこにあるのかなと、よくわからないので、思っているところです。

あと、淡水化に伴って、いろいろな湖岸が整備された結果、湖岸植生とかほとんど無くなっておきますので、その影響はかなり強いのではないかなと思いますけれども、なかなか、水門を開けると、海水が入ってくると、宍道湖なんか、中海なんかもそうですが、底層が無酸素化していろいろな影響が出てくるので、なかなか一概に水門を開けるということは、言いづらい環境にあるのかなと思っております。

以上です。

鈴木幸雄議長

はい、ありがとうございます。

では、海老澤委員さんから質問ありましたが、それに対して、所長の方から。

谷村所長

はい。まずですね、霞ヶ浦開発に伴う契約の関係につきましては、一義的には、当事者であります国と漁業者団体さんの関係でございまして、県も立会うということになっておりますので、この部分で、水資源を扱う部署を中心に、もちろん、水産部署も含んで立会いをさせていただくことになると、考えております。

現在の不漁の状態につきましては、本当に我々もゆゆしき状態だと考えておまして、何とか霞ヶ浦の資源が持続して、漁業が持続して、次の世代に、将来にわたって漁業が存続するように、願っておりますし、そう努力することが責務だと考えております。

その方法としてやはり原因がわからないと対策の打ちようもないところなんです、霞ヶ浦開発とは別にですね、国の方が今、霞ヶ浦北浦を管理しておるんですが、その管理の目的の中に、ちゃんと生態系の保全も位置付けられておりますので、霞ヶ浦開発に伴う補償以外にですね、今後に向かって生態系を保全を含めた河川管理を行っていただいて、その中で生態系の一部を利用している漁業も持続できるようにするのが、大切なかなと思います。その河川管理の中の生態系保全について、水産事務所あるいは水産試験場も連携しまして、国の事業も含めて、生態系保全に有効な策を探って打っていくようにするのが、一番有効ではないかと、現在では考えているところです。

以上です。

鈴木幸雄議長

あの、先ほど海老澤委員さんからありました、水位に関する冬場の時期に水位を上げていると、それに対して、それが原因の一つになりうる

のではないかというような話もありましたが、それに対しては、県としてはどうですか。

2 番海老澤武  
美

あの、別に原因は、どうのこうのって言わなくていいですよ。疑義、要するに魚が急に獲れなくなったということは大変なことだと思うんですよ、漁師は。失業してしまうわけですから。私らは乱獲しちゃって、茨城県の漁業秩序を守らなくて、北浦の水を干したとか、北浦の水に何か悪さをしたとか、魚を獲り尽くしたとか原因があれば、それは漁業者が悪いのはわかるけれども。

水資源はちゃんと疑義が生じた場合は、疑義が生じた場合は魚がいなくなった場合ということでしょう？あと湖の中に、何が生じるの？水を管理していて疑義が生じたらば、魚がいなくなることでしょうよ。魚が増えちゃうのは別に怒る人いないからな。だけれども、それが、そういうことが起きたのに、水産サイドは、産卵の時期にワカサギ、シラウオは特に、冬の産卵だから。その時に大水で、毎回プランクトンはいるのに、資源が少なかったとか、夏が暑かったとかという話をする。そうなったらエビとかハゼはどうするんだって言うの。もともとエビなんかは、食害されますよ。食い切るのもともと。ブラックバスだって、ナマズだって、腹裂けばいっぱいいるエビだから。ウナギだってなんだって食べますよ。餌だから。けれど、それが食い切れないほどいるのがこの湖だから。それは私は小さい頃から体験していますから。昭和50年代からのすごい良かったですよ、魚は。なのに、どんどん、どんどん、水位をどんどん上げると同時に、魚がどんどんいなくなるんです。張り網漁業だって生活が成り立っていたのに、いなくなってしまったんだから。やれなくなったから。そういうことも懸念して、委員会で、ちょっと皆さんに契約書を持って。何回も何回も。北浦はあの、このままではこれは立会人は茨城県知事さんですから、大井川知事さんに、これは立会人として責任を取ってもらいますよ。立会人なんだから。そういうことで、今日の、皆さんは、ただこういうことを、状況が、一生懸命、内水支は内水支で調べていただいたので、それはそれでいいと思いますよ。ただ、私たちは生活権がありますので、このまま水資源に野放しにやらせるわけにはいきませんよ。これは。

そういうことで、私の質問は終わりにします。ありがとうございました。

鈴木幸雄議長

今、海老澤さんの方からそういう話がありましたが、県としてもそのへんは、これからもいろいろ検討して・・・

2 番海老澤武  
美

会長、調整委員会で皆さんに確認してくれや。悪いものの流入は、何もないわけだから。そういうことが、北浦の漁業、霞ヶ浦もあともう少

し続けば、霞ヶ浦も同じになると思うのですが、あまり人の湖の話をしてまずいから、北浦は北浦でそのように思っているんですが、だんだん、水位がこのまま1メートル20、1メートル30まで上がったならば、多分、同じような経過になる。ただ、北浦は波浪対策になって、浅瀬も霞ヶ浦と違ってなくなってますから、早いです。そういう観点から、もし、できれば、委員会で出せなければ、知事にね、嘆願書、困っている嘆願書、水位変動にあるということは、明らかになっているわけですから、あとは湖を管理してやっているものは何もないわけですから、そのへんのところも、どうでしょうかね。谷村所長。知事によ。立会人の知事に。これは北浦漁連なら、きたうら漁協の方でやったほうがいいのかね。こういうことは。委員会も成り立たなくなると思うんだよ。北浦で魚が獲れなくなったらば。

鈴木幸雄議長

今、海老澤さんが言っているのは、水位に対しての問題。

2番海老澤武美

そうです。

鈴木幸雄議長

水位に対してね。うん。

2番海老澤武美

魚がいなくなってしまったことだよな。契約書に書いてあるから。

鈴木幸雄議長

その原因の一つとして水位の問題があるのではないかと、それに関して、委員会としても県の方に、というか県の方から、要望してもらいたいというみたいなことを、委員会としてもということですよ。

2番海老澤武美

そうです。

12番中泉義美

いいですか（挙手）。

鈴木幸雄議長

はい、どうぞ。

12番中泉義美

中泉です。今、海老澤さんの方から北浦のことに関して出ましたけれども、私もその話を聞いて、霞ヶ浦の先輩理事に聞いたんですけども、うちの方には契約書なり、覚書書が無いということなんです。それで、その当時、漁業者と当時は霞ヶ浦連合会ですかね、それと水資源公団と、さっきも言ったように知事さんが立会い、契約書と覚書書、これ無いものですから。県の方にも、三部作ったということですから一部あるでしょうから、そのコピーなり何なりを、霞ヶ浦ではなくて、委員会の方に出してもらいたいんですが、それ、できますかね。

谷村所長 契約書はございますし、委員会の方からそういう要請あれば、提出することはできます。

12 番中泉義美 はい。

鈴木幸雄議長 そういうことですので、私も今朝・・・

10 番太田牧人 あの、ちょっとよろしいですか。

鈴木幸雄議長 はい。どうぞ。

10 番太田牧人 今その、補償とか、開発計画、開発の時の契約の関係でいろいろとお話が出ているんですが、海老澤さんおっしゃるとおり、水位変動に伴うような、例えば、ワカサギとか、エビなんかは、被害率を見ていないんですよね。ただ、一方では淡水化、全淡水化のものについて、例えばシラウオとかウナギとかね、被害率は100パーセント、つまり消滅補償、無くなってもしょうがないねということで見ているんですよね。その要望とか協議するときね、水位変動に絞ってね、協議しても、逆にね、開発者側からその残っている、淡水化で無くなるものが獲れているのではないですかと、当然そういう話が出ると思うんですよね。それを考えてから話された方がいいのかなと思っているんですが。

2 番海老澤武美 みんなにはわからないから、よく説明するから。もうちょっと説明すれば、みんなわかるから。

実際はこの問題がわかる人いないですよ。ただ、社団法人日本水産資源保護協会が出した数字は当初は8.2パーセントだった。当初は。それが水位が変動になって、当時、網いけすやっている人が網いけすのコイが死んだり、水容積が下がったときに、渴水になったときに、復活するまでに、水が増えるまでに、被害率が出るということで、24.7パーセントに、社団法人日本水産資源保護協会という方らが話合って、漁業補償が決まったわけです。昭和50年に。だから、この水問題が24.7パーセントの損失なのに、水資源開発公団が、水位の変動によって、それを95パーセントまで損害率が多いのに、水資源に漁業者が黙っていたら馬鹿だっぺ。国に協力したのに。損害率が無ければ、開発行為に異議申立てはしていないんだから。ただ、疑義、契約書にない、決まっていないことに対して疑義が生じた場合には、水資源と話して、それを定めるということを行っているわけですよ。甲乙協議すれば、それを定める。私らは水資源に協議していますから、もし調整委員会が機能しなければ、それで結構ですよ。北浦漁連、きたうら広域でやりますから。立会人は茨城県知事なんだから。



ただ、みんなが、漁業調整委員をやっている、そのこともわからないようでは、今後の水産のことが前向きに行かないと思うんですけれども。駄目なら駄目で決めて、自分たちもいろんなことを歴史もわかっていかないと。やっぱり総合開発は、霞ヶ浦北浦に対して大変な開発行為だったわけですから。そういった中で、内水面漁業を盛り上げていこう、継続していこうと、我々は役員なわけですから、漁業者の代表でやらせてもらっているわけですから、皆さんで真剣に取り組んでいきましょうよ。そういうことです。よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長

さっき、相崎委員さんからありましたが、何か意見ありますか。

5 番相崎守弘

(音声が会場に届かず)

鈴木幸雄議長

今、今日ここで結論を出すというのもあれですが、何かしら原因と考えられることがあれば、それを取り除いていくということも第一課題になりますから。水位の問題に関しては、委員会としてはないかもしれませんが、きたうら広域から要望的には出しているわけですよね。それに対する返答なんかは、県の方にはおそらく来ていたりするのではないかなと思うのですが。あの、今日、この場で諮るというのもあれですから、先ほどの総合開発に関する契約書のコピー的なものが、北浦の方は海老澤さんの方にあるようですが、霞ヶ浦に関しては次回の委員会までには。用意してもらおうということで。

では、相崎さんどうぞ。

5 番相崎守弘

霞ヶ浦で漁業が継続的に成り立っていくというのは、大前提だと思いますので、取れるだけの対策は取っていただきたいと思います。水位変動に関しましては、秋から水位を上げて4月、3月末に下げるという水位操作をしているのですけれども、秋に上げる理由があまりないと私は思っておりますので、秋に上げないで、4月1日段階の水位をベースにコントロールしてもらおうように国交省と交渉したらいいのではないかなと、思います。

よろしいでしょうか。

鈴木幸雄議長

はい、わかりました。ありがとうございました。

今、相崎委員さんからもそのような話ありましたが、これは、県の方というよりは、委員会としてもそういうものを交渉していくと。要望書的なものは出せるとは思うのですが、ただ、要望書出して北浦の方からも出てるみたいですが、前にも委員会に国交省の方から来てもらっていろいろな話をしてもらったことはあるんですが、なかなか、それに対してすぐに回答してもらったりすることがないものだから、それに

対しての要望的なものを出すということに対しては、皆さんいかがでしょうか。

まあ、できれば、国交省に直接話ができれば、その方が早くて、らちもあくのかもしれないけれども、いきなりそうとはいかないとは思うので。とりあえず、要望的なものを出して。

10 番太田牧人 (挙手)

鈴木幸雄議長 はい、どうぞ。

10 番太田牧人 先ほど、海老澤委員が言われたように、まず、要望書を出す前に、ちょっと勉強、資料なんかを整えて、委員さんの共通認識を持って、ちょっと勉強会みたいなものを、その他かなんかでやってからでないと、いきなり要望書といわれても、皆さん、補償の時の年代もほとんどが変わっているの、補償の経緯が分かっているのは役職が終わって、そういう人が多くなっていると思うので。委員会では、要望ということではなくて、勉強とか検討とか・・・

鈴木幸雄議長 補償に関しては、いろいろなことがあると思うので、我々も勉強しなくてはならないと思うのですが、ただ、水位を上げることに對して、それに対して、何故上げなくてはならないのか、先方の言い分ももちろんあるでしょうけれども。それによって、水位を上げることによっての弊害というの、出ている。だから水位を、先ほど相崎委員からあったように、上げる必要がない時には上げなくてもいいのではないかと、というような要望を出すということに関しては、どうかなという。

10 番太田牧人 補償を切り離してやるということだったならば。今までやっていたようなかたちで、ということですよ。

鈴木幸雄議長 それで、今、国交省との話し合いができれば、そういうかたちで。もっていくという。だから、補償とかでは書類的なものもありますから、あれですけども。とりあえず、水位に関しての問題に対してはどうかなと。いかがでしょうか、皆さん。

6 番薄井征記 はい (挙手)。

鈴木幸雄議長 はい。どうぞ。

6 番薄井征記 霞ヶ浦の薄井です。今、言われました水位に関しましては、霞ヶ浦の方でも適切な水位の管理を要望したいとは思っております。

以上です。

鈴木幸雄議長

今、薄井委員さんからもありましたが、漁協関係、北浦の漁協関係からもそういう話が出ると思うのですが、委員会の方としてもどうかという話が、海老澤さんからもありましたので、そのへんのところどうか。要望的なものですから、どこから出してもいろんな所から出ていて、そういうかたちがとれば、その方がいいのかなと思うのですが、そのへんのところを一回また、国交省の方と調整をとって、説明的なものがもらえれば、前にも来てもらって話したことあったんだけどね。そのへんに関して、なかなか答えが出なかったというのがあるんだけども。

水位を上げるというのは間もなく始まるような状況が出てきますので、もしも、そういうものを出すのであれば、なるべく早い方がいいのかなと思うのですが。

いかがでしょうか。

皆さんの御意見で、そうしたいと思えますけれども。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

では、出すというような方向でよろしいですか。

(委員)

(「はい」との声)

鈴木幸雄議長

それでは、内容につきましては、県の方と、相談しまして、漁協とも出し方もあると思いますので。そういうかたちで、出すというような方向でやってきたいと思います。

よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

それでは、次のその他にまいりますけれども、県の方から何かありましたら、よろしく申し上げます。

鈴木幸雄議長

特にないですか。

それではないようですので、委員さんから何か意見などありませんか。ウェブ参加の皆さんからは何かございませんか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

ございませんか。

委員の皆様からの御意見も特にないようですので、本日の委員会を終了いたします。

今日はウェブ会議ということで普段やり慣れないところもありましたが、今後も、こういうかたちで参加できない場合は、こういう場合でできる場合はやっていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

それでは、本日の委員会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

山崎事務局長

それでは、皆様お疲れ様でした。

今回はウェブ参加で発言が聞けなかったりしたところもあり、申し訳ございませんでした。

さて、次回の委員会ですが、11月に予定をしておりますけれども、先ほどのお話については、また御相談をさせていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

どうも、お疲れさまでした。

閉会 午前11時52分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---